

第2子以降のこどもの保育料免除について

那珂川町では、これまできょうだいがいる世帯の第3子以降のこどもの保育料を免除してきましたが、令和6年4月分から、第2子のこどもの保育料も免除することといたしました。（詳しくは下記をご参照ください。）

これら第2子及び第3子以降の保育料免除は、保護者からの申請に基づいて適用されるものですので、お手数ですが、「第2子以降保育料免除申請書」のご記入にご協力をお願いいたします。

また、これらのことについて、ご不明な点がある場合は、那珂川町子育て支援課（TEL 0287-92-1115）あてお問い合わせください。

記

- 目的 子育て世帯の負担軽減、子育て支援策の拡充
- 対象 0～2歳の3号認定児で、同一の保護者が扶養するきょうだいのうち第2子にあたるこども
- ※ 第1子にあたるこどもの年齢の範囲は下図をご参照ください。
- 内容 令和6年4月分から保育料を免除

【きょうだいのうち第1子にカウントされるこどもの年齢範囲】

